







第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債

4 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審

隠ぺいされているおそれがあるものの他その債務者の財産の実態を解明することが特に

一 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容  
が法令の規定に適合するものであること。

必要であると認められるものは、ついで、債務者の財産の調査を行うこと。

出資しよどぐる株式会社が特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等に係る債権の回収のため、十分な調査を行い、及び

第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の才達二

三 出資しようとする株式会社が、特定住宅金  
必要的な民事手続を迅速かつ的確にとり得るもの  
のであると認められること。

特に専門的な知識を必要とするものについて、権利関係が複雑なものその他その回収に

融専門会社から譲り受ける財産の管理、処分等の業務を適切に行い得るものであると認め

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

5 機構は、債権処理会社に対する出資の額を変更しようとする場合には、大蔵省令で定める事

機構の理事長は、前項に規定する業務を行う

その認可を受けなければならない。  
(緊急金融安定化基金)

**区分経理**に関する法令及び実務に精通している者を任命するものとする。

第六条 機構は住戻勘定に次第各項の規定によつて、特定の助成金の交付を行うための基金を置き、特定住宅金融専門会社に係る貸付債権の回収等を促進する。

**四条** 機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の助言として持主住宅金融専門会社賃貸債務者に対する助言を受ける。

進し安定した金融機能の確保に資するため第  
二十四条第一項の規定により政府が交付する補  
助金をもつてこれに充てるものとする。

整理しなければならない。

2 前項の規定により置いた基金(以下「緊急金融安定化基金」という。)の運用によって生じた利子のうち、(支拂いの上、各月を以て三月単位で)

五条 機構は、第三条第一項第一号の規定により設立の発起人となつた株式会社に同号の規定

充てるものとする。

機構は、前項の認可を受けようとするとき町を受けなければならない。

緊急金融安定化基金に残高第十三条第一項の規定により緊急金融安定化基金に充てた納付金

書を大蔵大臣に提出しなければならない。

の春を除く)がなるとき、当該支局は本當に於ける金額を、緊急金融安定化基金から、国庫に納付しなければならない。

省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

**第七条** 機構は、特定住宅金融専門会社が債権帆理会社の設立の日から政令で定める日までの期

(次条及び第二十一条において「指定期間」という。)内に債権処理会社に譲渡した貸付債権その他の財産の譲渡の対価をもってしてもなお不足する特定住宅金融専門会社の債務処理をする財源のうち第十二条第一号の契約により債権処理会社が支援するものに充てるものとして、緊急金融安定化基金から、緊急金融安定化基金の金額(前条第二項の規定により緊急金融安定化基金に充てた収入金の額を除く。)の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

2 機構は、債権処理会社が前項の助成金の交付を受けるまでの間当該交付を受けていない部分の助成金の額に相当する金額の範囲内で資金の借入れをしたときは、当該借入れをした資金に係る利子の支払に充てるものとして、緊急金融安定化基金から、前条第二項の規定により緊急金融安定化基金に充てた収入金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

(譲受債権等に係る損失についての助成金の交付)

第八条 機構は、債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権その他の財産(第十二条及び第二十四条において「譲受債権等」という。)のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により債権処理会社に損失が生じた場合においては、当該損失の金額として政令で定める金額の一部を補てんするものとして、同条第二項の規定による政府の補助金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

(金融安定化拠出金)

第九条 機構は、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て、住専勘定に第三条第一項第一号の規定による出資、次条の規定による助成金の交付及び第十二条の規定による債務の保証に係る

保証債務の履行を行つたための基金を置き、特定住宅金融専門会社に係る貸付債権の回収等を促進し安定した金融機能の確保に資するために特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関その他の者が拠出する拠出金をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の規定により置いた基金(以下「金融安定化拠出基金」という。)の運用によつて生じた利子その他の収入金は、金融安定化拠出基金に充てるものとする。

3 機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額(以下この条において「出資控除後の金額」という。)を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第三十四条に規定する業務に係る勘定(第五項において「一般勘定」という。)から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同条第三号に掲げる業務とみなす。

4 機構は、前項の規定による繰入れをしようとする場合には、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、第三項の規定による繰入れをした場合において、金融安定化拠出基金の残高が出資控除後の金額を超えることとなつたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該超えることとなつた部分の金額に相当する金額を、その合計額が同項の規定による繰入れをした金額の合計額に達するまでを限り、一般勘定に繰り入れるものとする。

(債権処理会社の円滑な業務の遂行のための助成金の交付)

第十条 機構は、第七条各項及び第八条に規定する助成金のほか、債権処理会社の円滑な業務の遂行のため必要があると認めるときは、金融安



五条第五項の出資の額の変更を含む。)

二 第七条各項、第八条又は第十条の規定によ

る助成金の交付。

三 第十一条の規定による債務の保証。

四 その他第三条第一項に規定する業務を行う

(借入金の特例)

第二十一条 機構は、第三条第一項に規定する業

務を行うため必要があると認めるときは、第二

十三条第一項の規定による政府の出資の金額の

範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、資

金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

(基金の運用)

第二十二条 預金保険法第四十三条の規定は、緊

急金融安定化基金及び金融安定化拠出基金の運

用について準用する。

(基金の運用)

第二十三条 政府は、預金保険法第五条の規定に

より機構の設立に際し出資しているもののは

か、機構が第三条第一項に規定する業務を行う

ため必要があると認めるときは、予算で定める

金額の範囲内において、機構に出資することが

できる。

(政府の出資)

第二十四条 政府は、予算で定める金額の範囲内

において、機構に対し、緊急金融安定化基金に

充てる資金を補助することができる。

2 政府は、債権処理会社に譲受債権等に係る損

失で第八条に規定するものが生じた場合には、

当該損失の発生に伴つて生じる債権処理会社及

び機構の資金の不足の一部を補うため、政令で

定めるところにより、予算で定める金額の範囲

内において、機構に対し、譲受債権等に係る損

失の金額として同条に規定する政令で定める金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の補助金を交付す

ることができる。

(日本銀行の拠出)

第二十五条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七

年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかる

らす、機構が第三条第一項第一号の規定による

出資をするために必要な資金に充てるため、機

構に対し、千億円を限り拠出することができ

る。

2 機構は、債権処理会社が解散したときは、政

令で定めるところにより、前項の拠出金の額に

相当する金額を日本銀行に返還するものとす

る。

(課税の特例)

第二十六条 債権処理会社が指定期間内に特定住

宅金融専門会社から不動産に関する権利の取得

をした場合には、当該不動産に関する権利の移

転の登記については、大蔵省令で定めるところ

により当該取得後一年以内に登記を受けるもの

に限り、登録免許税を課さない。

2 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専

門会社から取得をした土地又は土地の上に存す

る権利(以下この条において「土地等」とい

う。)は、債権処理会社に係る租税特別措置法

(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の二

の規定の適用については、同条第三項第一号に

規定する新規取得土地等には該当しないものと

する。

3 債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専

門会社から取得をした土地等の譲渡・租税特別

措置法第六十二条の三第二項第一号に規定す

る譲渡をいう。)は、債権処理会社に係る同条か

ら同法第六十三条の二までの規定の適用につい

ては、同法第六十二条の三第二項第一号に規定

する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第四章 預金保険機構の特例業務の終了

(債権処理会社の残余財産の整理)

第二十七条 機構は、債権処理会社が解散した場合において、その残余財産の分配を受けたとき

は、金融安定化拠出基金を財源として第二条第一項第一号の出資に充てた金額が同号の出資の総額に占める割合を当該分配を受けた金額に乗じて得た金額を、金融安定化拠出基金に充てるものとする。

(緊急金融安定化拠出基金の残余の処分)

第二十八条 機構は、債権処理会社が解散した場合において、緊急金融安定化拠出基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(金融安定化拠出基金の残余の処分)

第二十九条 機構は、債権処理会社が解散したときは、運営委員会の議決を経て、金融安定化拠出基金の残余の額(第二十七条の規定により金融安定化拠出基金に充てられた金額を含む。)を、金融安定化拠出基金の拠出金の額に応じて、各拠出者に分配するものとする。

(住専勘定の廃止)

第三十条 機構は、第二十五条第二項及び前一条の手続を終えたときは、住専勘定を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により住専勘定を廃止した場合において、住専勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、住専勘定を廃止したときは、機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第二十三条第一項の規定により政府が出資した金額に相当する金額を減額するものとする。

(預金保険法の適用)

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第

二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第一号。以下「特定住専債権等処理法」という。)」と、同法第三十七条第一項中

「業務」とあるのは「業務(特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは「業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第五十一一条第二項中「業務」とあるのは「業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とみなされるものを含むものとし、特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む)及び特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務」と、同法第六号中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(特定住専債権等処理法第二十二条において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む)及び特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務」とあるのは「第四十三条(特定住専債権等処理法第二十二条において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む)」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は緊急金融安定化拠出基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

(政令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(第六章 罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者

は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは偽りの記載をした資料の提出をした者

二 第十七条の規定による立入り又は現況の確

### 三 第十七条の規定による機構の職員の質問に

四 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

を取得した場合には、当該取得が同法第七条第一項に規定する指定期間内に行われたとき限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課すことができない。

附則第三十一条の一の次に次の二条を加え  
る。

# 法律の整備に関する法律案

## 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律

一部を次のよう改正する。  
第十条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 金融先物取引等

**（特定取引勘定）** 第十七條の次に次の二条を加える。  
第十七條の次に次の二条を加える。

掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第十条第二項第十二号に規定する金

理由

がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則についての経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした預金保険法第九  
十一条第三号に該当する違反行為に対する罰則  
の適用については、なお從前の例による。

(地方税法の一部改正)  
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条に次の一項を加える。

6 道府県は、特定住宅金融専門会社の債権債

務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第一号)第三条第一項第二号に

規定する債権処理会社が、同法第二条第二項に規定する特定住宅金融専門会社から不動産

## 金融機関等の経営の健全性確保のための関係

第一条各号ノ金額ノ合計額」とする。

第二十六条中「照らして」の下に「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」を加え、「その業務の全部若しくは一部の停止又は財産の供託を命じ、その他」を「措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項」に改める。

第二十七条第八号中「第二十六条」を「第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

〔外国為替銀行法の一部改正〕

第三条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のよう改正する。

第六条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第六条第九項中「第四項第十一号」の下に「金融先物取引等」又は同項第十二号の「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第十八条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第十六条の四」の下に「第十七条の二」を加える。

第五十六条第一号及び第六十二条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第六十五条第七号中「第二十六条」を「第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

〔信用金庫法の一部改正〕

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

〔長期信用銀行法の一部改正〕

第一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のよう改正する。

第六条第三項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 金融先物取引等

第六条第五項中「第三項第九号の」の下に「金融先物取引等」又は同項第十号の」を、

うち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社(金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一 信用金庫(政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。)当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員たる法人の役員若しくは使用人

二 信用金庫連合会 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の役員又は職員

三 信用金庫の会員たる法人の役員若しくは使用人

四 理事は、通常総会の会日の二週間前までに、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならぬ。

五 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)を監査報告書に、その謄本を三年間従たる事務所に提出しなければならない。

六 前項の監査報告書については、商法第二百八十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

七 第三十五条中第三項を第四項とし、第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

八 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

九 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十一 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十二 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十三 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十四 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十五 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十六 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十七 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十八 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

十九 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

二十 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

二十一 第三十七条第一項又は第五十四条の二第二項の規定を削り、同項の次に次の二項を加える。

に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」を「及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならぬ」に改め、同条第三項中「何時でも」を「いつでも」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の次に同条第九項とし、同条第二項中「監事の意見書」を「監査報告書」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

二十二 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十三 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十四 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十五 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十六 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十七 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十八 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

二十九 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十一 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十二 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十三 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十四 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十五 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十六 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十七 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十八 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

三十九 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十一 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十二 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十三 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十四 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十五 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。

四十六 第二十三条第一項の次に次の二項を加える。



かなければならぬ」に改める。

第五十三条第三項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十三条第五項第四号中「(昭和六十三年法律第七十七号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

第五十五条の次に次の二条を加える。

十一 金融先物取引等

第五十五条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)

第五十五条の一 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条(資産評価)に関する特則、第二百八十五条ノ一(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)の規定を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算については、同法第二百八十六条ノ五(社債発行費用の計上)及び第二百八十七条(社債還差額の計上)の規定を準用する。この場合においては、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ノ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム))」と、同法第二百八十六条中「第二百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰すべき設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルト

キハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」と読み替えるものとする。

(特定取引勘定)

第五十五条の三 信用金庫連合会は、特定取引(信用金庫連合会が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第五十四条第四項第一号に規定する金融先物取引等その他大蔵省令で定めるもの)をいふ。以下この

条において同じ)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格 有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 第五十五条の二において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上

した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 第五十五条の三第一項の認可を受けた信

用金庫連合会にあつては、評価利益額(同

条第二項の評価換えによる利益の額と同条第三項の算定による利益相当額との合計額

六 金庫は、第二項の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにより契約(その契約に関する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができる。

第五十八条に次の二項を加える。

6 金庫は、第二項の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにより契約(その契約に関する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業

に関する法令により、当該金庫の行うこと

できない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるとき、その契約に

期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日のから一年以内の期間の限り、その契約に

関する業務を繼續することができる。

7 第二項の規定により金庫が銀行から営業の

全部又は一部を譲り受ける場合においては、

当該金庫を会社とみなして、私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律第十六条

(営業の譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

第五十八条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫等」に改め、同条第二項中「他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫」を「他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ)」に改め、同条第二項中「他の金庫又は信用協同組合の事業」を「銀行、他の金庫、信用協同組合の事業」に改め、同条第六十一条中「第百四条から第百六十一条まで及び第百八条から第百十一条まで(合名会社の」を「第百四条第一項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十一条まで並びに第

四百五十五条」に改める。

第六十二条を次のよう改める。

第六十二条削除

第六十四条中「第四百十九条まで、第四百二

「十一條から」を削り、「清算人については」の下に「第三十三条第二項」を加え、「から三十七条まで」を「第三十六条」に、「商法第二百五十四条第三項」を「並びに商法第二百三十二条(総会の招集の決定)、第二百三十七条(取締役等の説明義務)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条

又は第五十四条の七第二項とあるのは、「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」とを加える。

(株主総会の決議の取消しの請求) 第二百四十九条(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)「訴えに係る担保の提供」、第二百五十四条第三項に改め、「関係」の下に、「第二百五十四条第二項(取締役の欠格事由)」を「義務」の下に、「第二百五十八条第一項(取締役の退任の場合の処置)」を加え、「第二百六十九条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を「第二百六十条ノ三まで」に改め、「監査役に係る部分を除く。」を削り、「第二百六十八条第二項(取締役に対する訴え)並びに第二百七十二条(株主の差止請求権)並びに株式会社の監査等

第八十九条第一項中「第三十五条同条第三項において準用する同法第三十四条第三項及び第四項を含む。」營業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等」を「第三十四条から第三十六条まで「營業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等」に改める。第九十条の二中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

任しなかつたとき。  
第九十一条第七号中「第三十二条第五項」を  
「第三十二条第七項」に改め、同条第八号中  
「第三十三条」の下に「第六十四条において準  
用する場合を含む。」を加え、同条中第十一号  
を削り、第十号を第十一号とし、同条第九号中  
「第三十七条(第六十四条において準用する場  
合を含む。)又は第五十四条の十」を「第六十  
四条において準用する場合を含む。」、第三十七  
条(第三十七条の二)第十二項の規定により読み  
替えて適用する場合を含む。」、第三十七条の二  
第五項若しくは第八項若しくは第五十四条の十  
の規定又は第六十四条规定において準用する商法第  
四百二十条に改め、同号の次に次の六号を加  
える。

十 会計監査人又は一時会計監査人の職務を  
行うべき者の選任手続をしなかつたとき。  
十の二 第三十七条の二第十項において準用  
する商法特例法(以下「準用商法特例法」  
といふ。)第六条の二第二項の規定により報  
告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事

「第九十一条第十二号中「第四十二条」の下に  
「第六十四条において準用する場合を含む。」  
を加え、同条第十三号中「第三十五条第三項に  
おいて準用する銀行法第三十四条第四項の規定  
に違反して合併若しくは事業の譲渡若しくは譲  
受け」を「第三十四条第四項銀行法第三十五  
条第三項において準用する場合を含む。」の規定  
に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又  
は營業の譲受け」に改め、同条第十四号中「  
第六十二条第一項」を削り、「第十六条」の下  
に「第三十四条第一項、第三十六条第一項」  
を加え、同条第二十四号中「第二十六条」を  
「第二十六条第一項の規定に違反して改善計画  
の提出をせず、又は同項」に改め、同号を同条  
第二十五号とし、同条中第二十三号を第二十四  
号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十三 第六十四条において準用する商法第  
四百一十三条の規定に違反して債務の弁済  
をしたとき。

十の三 準用商法特例法第七条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当の理由がないのに拒んだとき。

十の四 準用商法特例法第七条第一項の規定、第三十九条において準用する商法第一百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十四条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条の規定によ

第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条又は準用商法特例法第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

(労働金庫法の一部改正)

第五条 労働金庫法二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のよう改正する。

目次中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改める。

十の五 準用商法特例法第十七条第一項又は  
第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。  
十の六 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

**第二百四十四条第七項中「及び商法」を「並びに  
商法第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)」に、「第二百四四十九条(監査役に係る部分を除く。)、第二百四十八条並びに第二百五十五条から第二百五十二条まで(第二百四十九条を準用する部分を除く。)」を「並びに第二百四四十九条から第二百五十二条まで」に改める。**



は、その過半数の同意」と、同法第四条第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「第二条」とあるのは「労働金庫法第三十四条第四項に規定する子会社(同条第五項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。)と、同法第六条の二第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十一条中「第十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第四項」と、同法第七条第一項中「第二条」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第五項」と、「商法」とあるのは「同法第三十九条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と「記載(各監査役の意見の付記を含む。)」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第七項」と、「同法第二百八十二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

での規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第四十二条中「関係」の下に「第二百五

での規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第四十二条中「関係」の下に、「第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)、第二百五十六条第三項(任期の伸長)」を加え、「第二百六十七条第一項から第四項まで(株主の代表訴訟及び第二百六十八条)を「及び第二百六十七条」に、「商法第二百五十四条ノ三」を「並びに商法第二百五十四条ノ三」に改め、「取引」の下に、「第二百六十九条(取締役の報酬)」を加え、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を削り、「商法第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項(報告を求める調査をする権限)」を「並びに商法第二百六十一条ノ三(監査役の取締役会出席権等)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二まで(取締役と監査役との連帯責任等)」に、「商法第二百五十九条」を「同法第二百五十九条」に、「第二百五十九条ノ一(監査役に係る部分を除く)」を「取締役会」に、「監査役に係る部分を除く」(取締役会)を「取締役会の議事録」に改め、同条に後段として次のように加える。

条」と、第三十七条第三項中「第三十九条第一項（業務報告書等の作成及び承認の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告）とあるのは、「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは、「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは、「子会社（労働金庫法第三十四条第四項二規定スル子会社（同条第五項ノ規定ニ依リ子会社と看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム））」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは、「労働金庫法第四十二条ニ於テ理事三付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十一条中「第三十九条第二項」を「第三十九条第七項」に、「事業の譲渡又は譲受」を「事業等の譲渡又は譲受け」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改める。

第五十四条中「決定」の下に「第二百三十九条第七項」に、「事業の譲渡又は譲受」を加え、「事業等の譲渡又は譲受け」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改める。

第二百四十七条（監査役に係る部分を除く。）第二百四十八条並びに第二百五十条」を「並びに第二百四十七条」に改め、「第二百四十九条」を準用する部分を除く。」を削る。

第五十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」に改める。

第五十七条第三項中「監査役に係る部分及び第二百四十九条を準用する部分を除く。」を削る。

(商業帳簿)の規定を、金庫の計算について  
は、同法第二百八十五条(資産評価に関する  
特則)、第二百八十五条ノ一(流動資産の評  
価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六  
条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延  
べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)の規  
定を準用する。この場合において、同法第二  
百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるの  
は「子会社(労働金庫法第三十四条第四項ニ  
規定スル子会社(同条第五項ノ規定ニ依リ子  
会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ  
含ム)」と、同法第二百八十六条中「第一百六  
十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支  
出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシ  
テ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金  
庫法第三条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ  
設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配  
当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止  
メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替  
えるものとする。

第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

第六十二条は次の二項を加える。

六 金庫は第一項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第二条第二項(定義等)に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六十五条中「第一百四条から第百六条まで及び  
ひ第百八条から第百十一条まで〔合名会社の〕  
を「第四百四条第一項及び第三項、第五百五条、第  
百六条、第百八条から第百十一条まで並びに第  
四百十五条」に改める。  
第六十六条を次のように改める。

第六百八十八条中「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を削り、「第三十七条规定から第四百二十二条まで（理事の責任、定款その他の書類の備付義務の説明義務）、第三項（議事録）、第二百四十七条（株主総会の決議の取締役等の訴え）」を、「第三十六条第二項（兼職の禁止、受け等）」を、「第三十七条规定（理事の責任）第三十八条（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）、第四十条（会計帳簿の閲覧等）」に、「商法第二百五十四条（総会の招集の決定）、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百四十四条第二項（株主総会の決議の取締役等の訴え）」を、「並びに商法第二百三十二条（総会の招集の決定）、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百四十四条第二項（株主総会の決議の取締役等の訴え）」とし、第二百四十九条（同法第二百五十二条の規定による監査権の行使）を削除する。

十二条において準用する場合を含む。」(訴えに係る担保の提供)、第二百五十四条第三項に改め、「關係」の下に「第二百五十四条第二項置」を加え、「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を「第二百六十条ノ三まで」に改め、「監査役に係る部分を除く。」を削り、「第二百六十七条第一項から第四項まで(株主の代表訴訟)、第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え並びに第二百七十二条(株主の差止請求権)並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項」を「第二百六十七条から第二百六十九条まで(取締役に対する訴え等)、第二百七十二条(株主の差止請求権)、第二百七十五条(業務監査権等)、第二百七十四条ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百七十五条(株主総会に対する意見報告義務)、第二百七十五条ノ二(監査役の取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五条ノ四に改め、「会社代表」の下に「並びに第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)を加え、「第三十九条第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、商法」を「同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは「労働金庫法第三十九条第九項」と、同法」に改め、「除く」との下に「第三十七条第三項中「第三十九条第一項(業務報告書等の作成及び承認)」とあるのは「第六十八条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」とを加える。

第九十四条第一項中「第三十五条（同条第三項において準用する同法第三十四条第三項及び第四項を含む。）（営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）」を「第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）」に改める。  
第一百条の二中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行ふべき者の選任手続をしなかつたと告ぐるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

九の三 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法以下「準用商法特例法」という。第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

九の四 第三十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の二第五項若しくは第八項の規定又は第六十八条规定する場合を除いて準用する商法第四百二十条に改め、同号の次に次の二号を加える。

ただし、その行為について形を殺すべきときは、この限りでない。

第六十一条において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

「若しくは第二項の規定」に、「又は第六十八條において準用する商法」を「の規定、第五十九条の二において準用する商法第三十二条第一項の規定又は第六十八条において準用する商法第二百四十四条第二項若しくは」に、「財産目録若しくは貸借対照表」を「会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

同項に規定する者に該當する者を監事に選任しなかつたとき。

「第三十六条」の下に、「第六十八条において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「又は第三十九条(以上の各規定を第六十八条において準用する場合を含む。)」を、「(第六十八条において準用する場合を含む。)」第三十九条

九の三 第三十九条の二第十項において準用する場合を含む。)、第三十九条の二第五項若しくは第八項の規定又は第六十八条において準用する銀行法第三十四条第四項の規定に違反して合併若しくは事業の譲渡若しくは譲り受けたとき。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたときは、次に次の二号を加える。

九の二-1 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任手続をしなかつたときは、次に次の二号を加える。

九の三 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

第一百一条中第十一号を削り、第十号の二を第二号とし、同条第十号中「第四十条」を「準用商法特例法第七条第一項の規定又は第四十条」に改め、「又は第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」を削り、「及び」を「又は」に改め、同号の次に次の三号を加える。

十の二 準用商法特例法第七条第三項の規定、第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十八条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条若しくは第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十の三 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たつたとき、虚偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

十の四 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監査を定める手続をしなかつたとき。

第一百一条第十二号中「第四十六条」の下に「第六十八条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十三号中「第三十五条第三項に





第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の第四項」と、同法第十七条第一項中「第一条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条规定を、信用協同組合等の監事については、同法第一百六十九条(取締役の報酬の規定を、信用協同組合等の監事については、同法第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出席権等)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)、第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会社)」と、同法第二百八十五条ノ七(監査役等の協同組合等の監事については、同法第二百二十九条(監査役の報酬)及び第二百七十九条ノ二(監査費用)の規定を、信用協同組合等の創立総会及び総会については、同法第二百二十九条ノ三(取締役等の説明義務の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百五十六条ノ三(前二項)とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第五条ニ規定スル子会社)」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11 特定信用協同組合等については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。  
12 特定信用協同組合等に対する前条第七項から第九項までの規定については、同条第七項中「監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは、「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えられる」。

て適用する前項」とする。

第六条第一項中「監督」の下に「第三十条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)」を加える。

第六条の二の見出しを「商法等の準用」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第六条の二の見出しを「商法等の準用」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第六条の二の見出しを「商法等の準用」に改め、同条第一項を次のよう改める。

訴え」を「設立」に改める。

第六条の二に次の二項を加える。

3 信用協同組合等の帳簿その他の書類について

では、商法第三十二条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定を、信用協同組合等の計算

に付記を、協同組合による金融事業に関する特則、第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会社)」と、同法第二百二十九条(監査役の報酬)及び第二百七十九条ノ二(監査費用)の規定を、信用協同組合等の創立総会及び総会については、同法第二百二十九条ノ三(取締役等の説明義務の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百五十六条ノ三(前二項)とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第五条ニ規定スル子会社)」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

4 信 用 協 同 組 合 等 の 解 散 及 び 清 算 に つ い て

は、商法第四百二十条(貸借対照表等の作成、監査等)の規定を、信用協同組合等の清算人

については、第五条の四第十項並びに商法第

一百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)、第二

百六十九条ノ三(監査役の取締役会出席権等)、

第一百六十九条(取締役の報酬)、第二百七

四条(業務監査権等)、第二百七十四条ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百

七十五条ノ二(監査役の取締役に対する行

為差止請求権)、第二百七十五条ノ四(会

社と取締役との間の訴えについての会社代

表及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合にお

いて、同法第四百二十条第四項中「第二百八

十二条第二項」とあるのは「協同組合による

金融事業に関する法律第五条の四第九項」と、第五条の四第十項中「第一項」とあるの

は「第六条の二(第四項において準用する商法

第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四

条ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組

合による金融事業に関する法律、中小企業等

協同組合法、本法」と、同法第二百七十五条

ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは

「中小企業等協同組合法第六十九条ニ於テ清

算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第九条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第十二条中「又は代理店」を「代理店」に改め、「代表者」の下に「若しくは清算人又は

第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条に次ののただし書きを加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第十二条第七号中「第二十六条」を「第二十

六条第一項の規定に違反して改善計画の提出を

せし、又は同項に改め、同号を同条第十七号

とし、同条中第六号を第十六号とし、第五号を

第十五号とし、同条第四号中「規定若しくは

を「規定又は」に改め、「第十六条」の下に「

第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは

第十四条に改め、「第二百七十四条第二項」の

下に「若しくは第二百七十五条」を加え、同号

を同条第九号とし、同号の次に次の四号を加え









証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならぬ。

附則

施行期日

第一項の認可を受けた特定取引勘定を記した証券会社は、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したもの

のとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を

超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において適用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十一条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十三条及び第二百九十三条ノ五の規定の二百九十条及び第二百九十三条ノ五の規定の

適用については、これららの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額(評価利益額)(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十六条の二第一項)評価換算利得及第六条の二第二項ノ評価換算利得ノ額及同項ノ合計額」

第三項ノ算定ニ因ル損失額及同法第二百十一条ノ第六項及び第二百九十三条ノ第一項ノ評価換算額又は第三項ノ算定ニ因ル損失額及同法第二百十一条ノ第四項タル額」と、同法第二百十一条ノ四第一項タル額」

前項の大蔵大臣の認可を受けた者は、施行日において新銀行法第十七条の一第一項(新長期信用銀行法第十七条、新外国為替銀行法第十一項、第四条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。)第八十九条、第五条の規定による改正後の労働金庫法以下「新労働金庫法」という。)第九十四条及び第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協金法」という。)第六条において準用する場合を含む。)の規定は、平成十年四月一日以後に新銀行法第二十六条第一項(新長期

る。規定による改正後の外國為替銀行法(以下この条において「新外國為替銀行法」という。)第十一條において準用する場合を含む。)の規定の例により、大蔵大臣の認可を受けることができ

**(銀行法の一部改正に伴う経過措置)**  
**二条** 銀行、長期信用銀行又は外国為替銀行は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)(第十七条の二第一項(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下この条において「新長期信用銀行法」という。)第十七条又は第三条の

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第二項、附則第三条第九項及び第十項、附則第九条第七項及び第八項、附則第十条第二項及び第三項並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

期信用銀行法第十七条 新外国為替銀行法第十一条、新信用金庫法第八十九条 新労働金庫法第九十四条及び新協金法第六条において準用する場合を含む。)の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

する場合を含む。」<sup>11)</sup>この旨において同上、の規定（施行日以後にされる同項に規定する記載、登記又は公告に係る場合に限る。）

**第三条** この法律の施行の際現に存する信用金庫又は信用金庫連合会(以下この条において「金庫」という。)については、信用金庫法第三十二条第五項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

三 新信用金庫法第三十九条において準用する  
こととなつた場合(この法律の施行前にした  
行為について同条第三号又は第四号に掲げる  
者に該当することとなつた場合を除く。)におい  
ける同条の規定

この法律の施行の際現に存する金庫について  
は、新信用金庫法第三十五条第三項(新信用金  
庫法第三十九条及び第六十四条において準用す  
る場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる  
記載、登記又は公告について適用し、施行日前  
にされた記載、登記又は公告については、なお  
従前の例による。

この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関するは、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する金庫がその理事若しくは清算人に対し、又は理事若しくは清

3  
この法律の施行の際に存する金庫について  
は、新信用金庫法第三十七条、第五十五条の二  
及び第六十四条(商法(明治三十二年法律第四十  
八号)第四百二十条の規定に係る部分に  
限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年

算人かその金庫に対して提起する訴えについて當該金庫を代表すべき者に関しては、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお從前の例による。

度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例による。

新信用金庫法第五十一条(新信用金庫法第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定、新信用金庫法第六十一条の規定及び新信用金庫法第八十九条において準用する新銀行法第三十四条の規定は、施行日以後に議決される

5 行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

出資一口の金額の減少、合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについて適用し、挙行日前に議決された出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けについてはなお従前の例による。

この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

一 新信用金庫法第三十五条第三項(新信用金庫法第三十九条及び第六十四条において準用

9 信用金庫法第五十五条の三第一項においても、新  
10 信用金庫法第五十五条の三第一項の規定の例に  
より、大蔵大臣の認可を受けることができる。  
前項の大蔵大臣の認可を受けた者は、施行日  
において新信用金庫法第五十五条の三第一項の



に關しては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお從前の例による。

7 この法律の施行の際現に存する信用協同組合等について、新協金法第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百七十五条ノ四の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の農業協同組合法第九十四条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第九条の規定による改正後の水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に農林中央金庫の理事長、副理事長、理事、監事又は清算人在任する者については、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお從前の例による。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

一 施行日以後に当該理事長、副理事長、理事、監事又は清算人在任する者が第十条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下この条において「新農林中央金庫法」という。)ととなつた場合(この法律の施行前にした行為について同条第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた場合を除く。)における同条の規定

二 新農林中央金庫法第八条において準用する商法第一百五十六条第三項の規定

三 新農林中央金庫法第十二条ノ三の規定

2 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事長、副理事長、理事、監事及び清算人の資格に關しては、前項の規定にかかるらず、この法律の施行後も、なお從前の例による。

3 農林中央金庫に係る施行日前に提起された訴えであつて、出資者総会の決議の取消し、変更若しくは不存在若しくは無効の確認を請求するもの、農林中央金庫の出資者から理事長、副理事長、理事若しくは監事の責任を追及するもの又は資本減少の無効の確認を請求するものについては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

4 新農林中央金庫法第八条において準用する商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五から第二百八十七条ノ一まで及び第四百二十条並びに新農林中央金庫法第二十四条ノ二(会計監査人による部分を除く。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお從前の例による。

5 新農林中央金庫法第二十四条ノ二(会計監査人に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

6 新農林中央金庫法第二项の規定は、施行日以後最初に招集される農林中央金庫の通常総会の終結の時までは、適用しない。

7 農林中央金庫は、施行日前においても、新農林中央金庫法第二十三条第一項の規定の例により、主務大臣の認可を受けることができる。

8 農林中央金庫が前項の主務大臣の認可を受けたときは、施行日において新農林中央金庫法第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。

9 新農林中央金庫法第二十二条第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

む。)をする場合について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十一条の規定による改正後の商工組合中央金庫法(以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。)第二十三条において準用する商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ一第一項第二号中「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改めることとする。

12 第十二条 第十二条の規定による改正後の商工組合中央金庫法(以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。)第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六条ノ三及び第二百八十六条ノ四から第二百八十七条ノ一まで並びに産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第二十条及び第三十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお從前の例による。

13 第十三条 第十三条の規定による改正後の商工組合中央金庫法(以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。)第二百八十五条ノ二第一項の規定により、主務大臣の認可を受けることができる。

14 第十四条 第十四条の規定による改正後の商工組合中央金庫法(以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。)第二百八十五条ノ二第一項の規定により、主務大臣の認可を受けることができる。

第十三条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十四条 自動車損害賠償保障法昭和三十年法律第九十七号の一部を次のよう改正する。

第二十八条の二第一項第二号中「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十五条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)の一部を次のよう改正する。

第二十一条 第二十一項中「第百四条(合併に係る銀行)」を「第百四条第一項及び第三項並びに同法第四百五十五条」を「第百四条第一項及び第三項」に、「及び第百八条から第百十一条まで(合併無効の訴え)」を「第百八条から第百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改める。

第二十二条 第二十二条第一項中「第百四条第二項(転換に係る普通銀行)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十三条 第二十三条第一項中「第百四条第三項(証券取引法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十四条 第二十四条第一項中「第百四条第三項(証券取引法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十五条 第二十五条第一項中「第百四条第三項(証券取引法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十六条 第二十六条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十七条 第二十七条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十八条 第二十八条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第二十九条 第二十九条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十条 第三十条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十一条 第三十一条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十二条 第三十二条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十三条 第三十三条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十四条 第三十四条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十五条 第三十五条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十六条 第三十六条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十七条 第三十七条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十八条 第三十八条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第三十九条 第三十九条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十条 第四十条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十一条 第四十一条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十二条 第四十二条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十三条 第四十三条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十四条 第四十四条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十五条 第四十五条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十六条 第四十六条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十七条 第四十七条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十八条 第四十八条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第四十九条 第四十九条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第五十条 第五十条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。

第五十一条 第五十一条第一項中「第百四条第三項(預金保険法)」を「第百四条第三項」に、「並びに第百八条から第百十一条まで」を「第百八条から第百十一条まで及び第四百五十五条」に改める。



する事

五 その協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

七 第六条第六号及び第七号を定めたときは、その規定

**第九条** 銀行(普通銀行に限る。)が更生手続により信用金庫と合併して新信用金庫を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定

めなげれはならぬ

二 新信用金庫の名称、事業、地区、事務所の

### 三 所在地及び公告の方法

四 前二号に掲げる事項のほか  
定款に記載すべき事項 新信用金庫の

五 更生債権者若しくは更生担保権者(新信用

金庫の会員となる資格を有する者に限る。)又は株主及び合併の相手方たる信用金庫の会員

に對して割り當てるべき出資の口數及びその割合を二項式の書類

## 六 新信用金庫の準備金に関する事項

七 株主又は合併の相手方たる信用金庫の会員に金銭を支払うことを定めたときは、その規

定

八 新信用金庫の理事 代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の

九 第七条第五号及び第六号に掲げる事項  
方法

(組織變更)

**第十条** 銀行(普通銀行に限る)が更生手続に上りその組織を変更して信用金庫になるとときは、

更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

# 一 組織変更後の信用金庫の名称、事業、地

## 二 団体事務所の所在地及び公報の方法

三 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の  
費用金庫の三次二記載すべき事項

## 四 更生債権者若しくは更生担保権者(組織麥

更後の信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。又は株主に対して割り当てるべき出

は限る。又は機主は如して書り当てるべき



は選定されるものとする。

5 第十条第一項第七号の規定により計画において組織変更後の信用金庫の理事若しくは監事の選任又は代表理事の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によってすることができる。この場合においては、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十九条において準用する商法第二百六十二条第一項の規定は、適用しない。

6 前二項の規定により選任され、又は選定された組織変更後の信用金庫の理事、代表理事又は監事の任期及び代表理事の代表の方法は、計画に定めるところによる。

7 第四項又は第五項の規定により選任された組織変更後の信用金庫の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は適用しない。

8 第一項の場合においては、組織変更後の信用金庫の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

(組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例)

9 第十四条 第百三十六条の規定は、第十条第二項において準用する第百九条第二項又は第三項の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が出資を受けさせることを定めた場合について準用する。この場合において、第百三十六条第一項中「計画の定め」とあるのは「組織変更の効力が生じた後」計画の定め」と、同条第五項中「組合員等」とあるのは「株主と、同条第五項中「組合員等」とあるのは「株主と、払込み又は現物出資」とあるのは「株主と、払込み」と、「払い込み、又は計画に定める現物出資をすれば」とあるのは「払い込めば」と読み替えるものとする。

10 第十五条 第十一条第一項の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者は株主に對し、新たに払込み又は現物出資をさせないで出資を受けさせることにより新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、新協同組織金融機関は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

11 前項の場合においては、新協同組織金融機関成立の時において、計画の定めにより新協同組織金融機関に移転すべき銀行の財産は、新協同組織金融機関に移転し、新協同組織金融機関の出資の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、組合員等となる。

12 第五条第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百六条において準用する会社更生法第二百二十条第一項」とあるのは「第一百六条第一項第七号」と、同条第二項中「第一百三十条第一項」とあるのは「第十一条第一項第七号」と、「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項第七号」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書き」と、「総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

13 第一条第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで出資を受けさせるとときは、これらの権利者は、新協同組織金融機関成

立の時に組合員等となる。

14 第十六条 第十一条第一項の規定により更生計画において合併によらないで新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、計画の定めにより新協同組織金融機関を設立することを定めた場合は、新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に規定する書類のほか、出資の総口数及び出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

15 第十七条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定めにより協同組織金融機関の出資を受けた権利を有するときは、その協同組織金融機関の承諾を得て、組合員等又はその資格を有する者にその権利を譲渡することができる。

第十五条 第十一条第一項の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、新たに払込み又は現物出資をさせないで出資を受けさせることにより新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、新協同組織金融機関は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

16 前項の場合においては、新協同組織金融機関成立の時において、計画の定めにより新協同組織金融機関に移転すべき銀行の財産は、新協同組織金融機関に移転し、新協同組織金融機関の出資の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、組合員等となる。

17 第五条第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百六条において準用する会社更生法第二百二十条第一項」とあるのは「第一百六条第一項第七号」と、「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項第七号」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書き」と、「総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

18 第一条第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで出資を受けさせるとときは、これらの権利者は、新協同組織金融機関成立の時に組合員等となる。

19 第十六条 第十一条第一項の規定により更生計画において合併によらないで新協同組織金融機関を設立することを定めた場合は、新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に規定する書類のほか、出資の総口数及び出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

20 第十七条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定めにより協同組織金融機関の出資を受けた権利を有するときは、その協同組織金融機関の承諾を得て、組合員等又はその資格を有する者にその権利を譲渡することができる。

(退職手当)

第十八条 第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二条第一項、第二十三条第三項及び第二十八条の規定又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第二十二条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

21 前項に定める者の銀行における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

22 第二項に定める場合においては、新協同組織金融機関が成立しなかつたときは、管財人がその設立に関してした行為に係る責任は、銀行において負うものとし、その設立に関して支出された費用は、銀行の負担とする。

23 第二節 総則

(協同組織金融機関の更生手続)

第十九条 協同組織金融機関の更生手続については、次章に定めるものほか、この章の定めるところによる。

(会社更生法の規定を準用する場合の読み替え等)

第二十条 この章(第百十九条、第百二十七条第三項、第百三十八条第五項、第百四十二条第四項及び第五項、第百四十三条第四項及び第七項並びに第百四十五条第三項を除く。)の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特

別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあるのは「協同組織金融機関(更生特例法第一条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)」と、「株主」とあるのは「組合員等(更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をい

う。)」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「代表取締役」とあるのは「代表理

事(更生特例法第一条第七項に規定する代理理事をいふ。)」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「支配人」とあるのは「参事等(更生特例法第一条第八項に規定する参事等をいふ。)」と

(新協同組織金融機関の設立に関する特例)

24 第二節 総則

25 第二項の場合においては、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十二号)第二十四条第一項及び第三十二条並びに協同組合による金







財人について準用する。この場合において、同法第九十六条第二項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第五百五十三条第三項又は第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

### 3 会社更生法第六十八条及び第六十九条の規定

は、第一百五十三条第三項の規定による更生計画の定め又は第一百二十九条第一項の規定による決定が取り消された場合において、前項において準用する同法第九十六条第二項の訴えについて準用する。

### (調査委員の選任等)

第五十三条 裁判所は、必要があると認めるときは、協同組織金融機関の更生手続において、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 会社更生法第五十五条、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第五十九条及び第三项並びに第一百一条の二の規定は、前項の調査委員について準用する。この場合において、同法第一百一条第二項第一号中「第三十八条第一号」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第三十八条第二号」と、同項第二号中「第二十九条第一項若しくは第七十二条」とあるのは、「更生特例法第四十六条」と読み替えるものとする。

### 第四節 更生債権者、更生担保権者及び組合員等

#### (更生債権)

第五十四条 協同組織金融機関に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(開始後の手形の引受け等) 第五十六条 会社更生法第五百五十三条から第一百十一条までの規定は、協同組織金融機関を一方の当事者とする双務契約について準用する。

(劣後的更生債権) 第六十二条 優先権が一定の期間内の債権額について存在する場合においては、その期間は、協同組織金融機関についての更生手続の開始の時からさかのばって計算する。

(優先権の期間の計算) 第六十三条 会社更生法第五百二十二条の規定は、協同組織金融機関の更生計画において国税徴収法昭和三十四年法律第四百四十七号又は国税徵収の例により徴収することのできる請求権につき減免、納税の猶予その他権利に影響を及ぼす定めをする場合について準用する。

#### (更生担保権)

第五十五条 会社更生法第五百四条の規定は、協同組織金融機関に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた協同組織金融機関以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時協同組織金融機関の財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担

は、第一百五十三条第三項又は第二百二十九条第一項の規定による更生債権の糾清の禁止、更生債権者の権利等) 第五十七条 会社更生法第五百二十二条、第五百二十二条の二及び第一百十九条の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権について、同法第百三十三条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者について、同法第二百二十二条第一項及び第二百二十二条の二の規定は、前項の規定による更生手続開始後の賃借権について、それぞれ準用する。

百三十三条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者について、同法第二百二十二条第一項及び同法第二百二十二条の二の規定は、前項の規定による更生手続開始後の賃借権について、それぞれ準用する。

### 三 び違約金

までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。

#### (更生債権の弁済の禁止、更生債権者の権利等)

の原因に基づいて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

の二及び第一百十九条の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権について、同法第百三十三条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者について、同法第二百二十二条第一項及び第二百二十二条の二の規定は、前項の規定による更生手続開始後の賃借権について、それぞれ準用する。

#### (更生手続開始前の罰金、料金、刑事訴訟費用、追徴金及び過料)

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)

4 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

#### (更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における免れ、免れようとして、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

3 第五十六条において準用する会社更生法第五百八条から第五百十一条までの規定並びに第五十七条において準用する同法第二百二十二条及び第二百二十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

#### (更生担保権の権利等)





2 会社更生法第二百五十九条第三項及び第二百九十条

一条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(更生計画審理のための関係人集会)

第九十七条 協同組織金融機関の更生手続において更生計画案の提出があったときは、裁判所

は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

会社更生法第二百九十三条の規定は、前項の関係人集会について準用する。

(監督行政庁等の意見、更生計画案の修正等)

第九十八条 会社更生法第二百九十四条から第二百九十九条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案について準用する。

(更生計画案決議のための関係人集会)

第九十九条 会社更生法第二百九十九条第一項又は前条において準用する会社更生法第二百九十八条第一項の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案について修正命令を発しないときは、裁判所は、計

画案について決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 会社更生法第二百条第二項及び第三項の規定

(更生のための債務を負担する者等の出頭)

第五十一条 会社更生法第二百一条の規定は、協同組織金融機関の更生のために債務を負担し、又は担保を供する者について適用する。この場合において、同条中「第二百条第一項中「前条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

(更生計画案の変更)

第一百一条 会社更生法第二百二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案について準用する。この場合において、同条中「第二百条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

(更生計画案の決議)

第一百二条 会社更生法第二百三条から第二百七条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続に

おける更生計画案の決議について準用する。この場合において、同法第二百四条中「第二百条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と、「第二百五十九条」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

(共益債権)

第一百三十三条 次に掲げる請求権は、協同組織金融機関の更生手続における共益債権とする。

一 更生債権者 更生担保権者及び組合員等の共同の利益のためにする裁判上の費用

二 更生手続開始後の協同組織金融機関の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三 更生計画の遂行に関する費用(更生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第五百八条第一項又は第二百五十九条第一項の規定により支払すべき報酬、費用及び報償金

五 協同組織金融機関の業務及び財産に関し管財人又は協同組織金融機関の理事が更生手続開始後に権限に基づいてした資金の借入れその他の行為により生じた請求権

六 事務監理又は不当利得により更生手続開始後協同組織金融機関に対して生じた請求権

七 第五十五条において準用する会社更生法第二百三条第一項の規定により管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

(事業又は財産の譲渡等)

八 協同組織金融機関のために支出すべきやむを得ない費用で前各号に掲げるもの以外のもの

の二までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における共益債権について準用する。

(出資の受入れ)

第一百五十四条 会社更生法第二百九条から第二百十一条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の金額を定めなければならない。

(出資の割当て)

第一百五十五条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の割当てを定めることができる。

(出資の払込期日)

第一百五十六条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めることができる。

(出資の払込期日)

第一百五十七条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めなければならない。

(出資の払込期日)

第一百五十八条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めなければならない。

(出資の払込期日)

(更生計画の条項)

第一百五十五条 協同組織金融機関の更生債権者若しくは、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は組合員等の権利を変更する条項及び共益債権の弁済に関する条項を定めなければならない。

一 債務の弁済資金の調達方法及び計画において予想された額を超える収益金の使途に関する条項についても、また同様である。

二 計画においては、事業若しくは財産の譲渡、出資若しくは貸貸、出資の変更、理事、代表権者若しくは監事の変更、出資一口の金額の減少、出資の受け入れ、合併、解散、協同組織金融機関の組織の変更又は新協同組織金融機関の設立に関する条項その他更生のために必要な条項を定めることができることができる。

三 計画においては、協同組織金融機関の事業の経営並びに財産の管理及び処分する権利を理事に付与する旨を定めることができる。

四 第五百八条第一項又は第二百五十九条第一項の規定により支払べき報酬、費用及び報償金

五 協同組織金融機関の業務及び財産に関し管財人又は協同組織金融機関の理事が更生手続開始後に権限に基づいてした資金の借入れその他の行為により生じた請求権

六 事務監理又は不当利得により更生手続開始後協同組織金融機関に対して生じた請求権

七 第五十五条において準用する会社更生法第二百三条第一項の規定により管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

(事業又は財産の譲渡等)

八 協同組織金融機関のために支出すべきやむを得ない費用で前各号に掲げるもの以外のもの

の二までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における共益債権について準用する。

(出資の割当て)

第一百五十六条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の割当てを定めなければならない。

(出資の払込期日)

第一百五十七条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めなければならない。

(出資の払込期日)

第一百五十八条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めなければならない。

(出資の払込期日)

第一百五十九条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における出資の払込期日を定めなければならない。

(出資の払込期日)

第一百六十条 会社更生法第二百十二条から第二百六条まで、第二百十八条から第二百二十条までの規定は、協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併してその一方が合併後存続するとき

(出資一口の金額の減少)

第一百八条 協同組織金融機関の出資一口の金額を減少するときは、更生計画において、減少後の出資一口の金額を定めなければならない。

一 引き受けさせる出資の口数

二 協同組織金融機関が更生債権者若しくは更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込み又は現物出資をさせて出資を引き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

三 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

四 前二項に定める場合を除き、協同組織金融機関が組合員等となる資格を有する者に出資を引き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

五 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

六 前二項に定める場合を除き、協同組織金融機関が組合員等となる資格を有する者に出資を引き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

七 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

八 前二項に定める場合を除き、協同組織金融機関が組合員等となる資格を有する者に出資を引き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

九 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十一 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十二 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十三 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十四 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十五 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十六 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十七 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十八 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

十九 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

二十 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

二十一 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

二十二 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

二十三 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

二十四 新たに現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する出資の口数

一 他の協同組織金融機関の名称	所在地及び公告の方法
二 合併により消滅する協同組織金融機関の更生債権者若しくは更生担保権者(存続する協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。又は組合員等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項)	二 組織変更後の協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法
三 存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項	三 前二号に掲げる事項のほか、新信用金庫の定款に記載すべき事項
四 合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払うことを定めたときは、その規定	四 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の定款に記載すべき事項
五 他の協同組織金融機関における合併の議決又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時	五 更生債権者若しくは更生担保権者(新信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。又は会員及びその普通銀行の株主に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項)
六 合併すべき時期を定めたときは、その規定又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時	六 新信用金庫の準備金に関する事項
七 第百十条第六号に掲げる事項	七 会員又はその普通銀行の株主に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定
(新設合併)	八 新信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法
第八十三条 協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併して新協同組織金融機関(合併する協同組織金融機関のいずれかと同種のものに限る。)を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	九 第百十一条第五号及び第六号に掲げる事項
一 他の協同組織金融機関の名称	一 その銀行の商号
二 新協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法	二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
三 新協同組織金融機関の出資一口の金額	三 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数
四 前二号に掲げる事項のほか、新協同組織金融機関の定款に記載すべき事項	四 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対する割当てに関する事項
五 その普通銀行の株主に對して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項	五 組織変更前の協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定
六 前条第六号に掲げる事項	六 組織変更後の協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法
第七十条 協同組織金融機関が銀行と合併して存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項	七 組織変更後の協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定
四 その普通銀行の株主に金銭を支払うことを定めたときは、その規定	八 数人の代表理事に共同して組織変更後の協同組織金融機関を代表させるときは、その旨
五 その普通銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時	九 組織を変更すべき時期
六 前条第六号に掲げる事項	2 第百九条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。
第七十二条 協同組織金融機関が銀行と合併してその銀行が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
八 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法	二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数
九 第百十条第五号及び第六号に掲げる事項	三 額面株式を発行するときは、一株の金額
一 その銀行の商号	四 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の株式会社の定款に記載すべき事項
二 その銀行が合併によりその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数	五 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対する割当てに関する事項
三 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に	六 対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数



3 計画の定めにより新協同組織金融機関を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、管財人が行う。

4 第二項の規定は新協同組織金融機関(合併により設立される新協同組織金融機関を除く。以下この項において同じ。)の計画の実行に対する管財人の監督について、会社更生法第九十八条の二の規定は新協同組織金融機関に対する管財人の調査について、それぞれ準用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令)

第一百一十八条 会社更生法第二百四十八条の規定は、協同組織金融機関の更生計画の遂行について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十四条において準用する第二百四十条第一項」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法第二章」と読み替えるものとする。

#### (更生計画認可後の理事に対する権利付与)

第一百一十九条 裁判所は、更生計画に第百五十三条第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職權で、協同組織金融機関の事業の經營並びに財産の管理及び処分をする権利を理事に付与することができる。

2 会社更生法第二百四十八条の二第二項及び第三項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「更生特例法第二百四十四条において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

#### (総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第一百三十一条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、協同組織金融機関の創立総会、総会又は理事会の決議を要しない。

#### (事業の譲渡等に関する特例)

#### 第一百三十二条 第百七条の規定により更生計画に

おいて協同組織金融機関の事業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貸貸し、又は他人の事業、営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定めによりこれらの行為をすることができる。

2 前項の場合においては、中小企業等協同組合法第五十七条の三第四項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、

第六十二条第五項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

#### (定款の変更に関する特例)

第一百三十二条 第百六条において準用する会社更生法第二百十九条の規定により更生計画において協同組織金融機関の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定めによつて変更される。

#### (理事等の変更に関する特例)

第一百三十三条 第百六条において準用する会社更生法第二百二十条第一項の規定により更生計画において理事若しくは監事の選任又は代表理事の選定を定めたときは、これらは、計画認可の決定の時に選任され、又は選定されるものとする。

2 第百六条において準用する会社更生法第二百五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

#### (出資の受け入れに関する特例)

第一百三十五条 第百九条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関が更生債権者又は組合員等に対し、新たに払込書又は申請書には、計画認可の決定書の添本又は抄本を添付しなければならない。

#### (出資の受け入れに関する特例)

第一百三十六条 第百九条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関が出資を受けさせることを定めたときは、計画の定めにより出資を受けさせることができるものとする。

2 第百九条第二項の規定により更生計画において協同組織金融機関が出資を受けさせることを定めた場合において、更生債権者、更生担保権者又は組合員等が出資を引き受けさせることを定めたときは、計画の定めにより出資を受けさせることができる。

3 協同組織金融機関の理事、代表理事又は監事で、計画において留任することを定められた者が、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定めによって留任した理事、代表理事又は監事の任期及び代表理事の代表の方法は、計画に定めるところによる。

5 第二項の場合においては、代表理事の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の添本のほか、その選定に關する書類を添付しなければならない。

#### (出資一口の金額の減少に関する特例)

第一百三十四条 第百八条の規定により更生計画において出資一口の金額の減少を定めたときは、出資一口の金額は、計画認可の決定の時に計画の定めによつて減少する。

#### (前項の場合においては、中小企業等協同組合

法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定

#### (出資一口の金額の減少による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の添本又は抄本のほか、その変更を証する書面を添付しなければならない。

#### (合併に関する特例)

第一百三十七条 第百十条から第百十五までの規定により更生計画において協同組織金融機関が合併することを定めたときは、計画の定めによつて合併することができる。

#### (合併に関する特例)

2 第百十条、第百十三条又は第百十四条の規定

計画認可の決定の時に組合員等となる。

第一百三十六条 第百九条第一項又は第三項の規定により更生計画において協同組織金融機関が出資を受けさせることを定めたときは、計画の定めにより出資を受けさせることができるものとする。

2 第百九条第二項の規定により更生計画において協同組織金融機関が出資を受けさせることを定めた場合において、更生債権者、更生担保権者又は組合員等が出資を引き受けさせることを定めたときは、計画の定めにより出資を受けさせることができる。

3 協同組織金融機関が第二項の通知をしても出資を引き受ける権利を有する者が同項の期日までに出資の払込みをしないときは、その権利を失う。

4 協同組織金融機関が第二項の通知をしても出資を引き受けの権利を有する者が同項の期日までに出資の払込みをしないときは、その権利を失う。

5 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込み又は現物出資をさせて出資を引き受けさせるときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6 第一項の場合においては、協同組織金融機関の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の添本又は抄本のほか、その変更を証する書面を添付しなければならない。

により更生計画において協同組織金融機関が合併することを定めたときは、合併後存続する協同組織金融機関又は合併により設立される新協同組織金融機関の出資の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、合併の効力が生じた時に組合員等となる。

会社更生法第二百五十八条第二項の規定は、  
第一百十二条又は第一百十五条の規定により更生計  
画において協同組織金融機関が合併することを

4 定めた場合について準用する。  
第一項の場合においては、中小企業等協同組

合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項(合併・変換法第五条第四項)の規

五一大糸第一項(合併車持法第三款第四項)の規定によりその例によることとされる場合を含む。

用する同法第五十一条第一項（合併転換法第五

条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)若しくは労働金庫法第六十二条

第五項において準用する同法第五十六条第一項  
（合併転換法第五条第三項の規定によりその例

によることとされる場合を含む。) 又は合併転換法第二十一条第一項の規定、合併転換法第十四

同組合法第六十六条、言用金庫法第六十二条、

同組合法第六十一条第一項、併用金庫法第六十二條、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一  
条第三項による。前法第四百二十五条の

第三項において準用する商法第四百十五条规定は、適用せず、合併転換法第二十二条第二

項において準用する商法第二百十七条第一項又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例

による」ととされる商法第四百六十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項に定め

た事件は、更生裁判所の管轄とする。

合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項及び第三項並びに第五十七条第一項

一項及び第二項、信用金庫法第五十八条第五項  
ニ依りて準用する同法第五十二条第二項及び第

において準用する同法第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条第一項及び第二項、労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法

第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項又は合併転換法第十一条の規定並びに中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百六条並びに第一百八条から第一百十一条までの規定は、適用しない。

6 前各項の規定は、合併の相手方たる他の協同組織金融機関又は銀行に対する中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法又は合併転換法の規定の適用を妨げない。

7 会社更生法第二百五十六条の規定は、第一百二十二条第五号又は第一百五条第六号の規定により組合員等又は株主に社債を割り当てた場合について準用する。この場合においては、組合員等又は株主は、合併の効力が生じた時に社債権者となる。

8 第一項の場合においては、合併による協同組織金融機関の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

9 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

10 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる協同組織金融機関又は銀行の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

11 第一項の場合において、合併の相手方たる協同組織金融機関又は銀行が合併後存続するときは、第二十条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項において準用する会社更生法第十七条第二項の規定は、適用しない。

12 前項の場合における合併の相手方たる協同組織金融機関又は銀行の合併による変更の登記は、

号」と、「第三十五条第三項本文及び同法第四十二条」とあるのは、「第四十二条」と、「第三十二条第三項及び同法第三十九条」とあるのは、「第三十九条」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかるらず、総会の議決を要しない」とあるのは、「適用しない」と読み替えるものとする。

5 会社更生法第二百五十二条第一項から第四項までの規定は、第一百七条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関がその組織を変更することを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「第二百一十条」とあるのは「更生特例法第一百十七条第一項第八号」と、計画認可の決定の時は「組織変更の効力が生じた時」と、同条第二項中「第二百一十条」とあるのは「更生特例法第一百十七条第一項第八号」と、「第二百五十四条第一項(同法第二百八十条)において準用する場合を含む。」(取締役、監査役、役の選任)及び第二百六十二条第一項」とあるのは「第二百六十二条第一項」とある中「会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において」とあるのは「協同組織金融機関の理事、代表理事又は監事で、計画により組織変更後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として」と読み替えるものとする。

6 第四項の規定により選任された組織変更後の協同組織金融機関又は株式会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の原本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

7 第一項の場合においては、組織変更後の協同組織金融機関又は株式会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、(組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例)

第一百三十九条 第百三十六条の規定は、第百十六  
条第二項において準用する第百九条第二項又は  
第三項の規定により更生計画において組織変更  
後の協同組織金融機関が出資を引き受けさせる  
ことを定めた場合について準用する。この場合  
において、第一百三十六条第一項中「計画の定  
め」とあるのは、「組織変更の効力が生じた後、  
計画の定め」と読み替えるものとする。

(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する  
特例)

第一百四十条 第百十七条第二項において準用する  
会社更生法第二百二十二条第二項又は第三項の  
規定により更生計画において組織変更後の株式  
会社が新株を発行することを定めたときは、組織  
変更の効力が生じた後、計画の定めにより新  
株を発行することができる。

2 前項の場合においては、会社更生法第二百五  
十一条第二項及び第三項の規定を準用する。
3 第一項の場合においては、商法第二百八十条  
ノ五第一項、第三項及び第四項の規定を準用す  
る。この場合において、同条第一項中「株主」  
とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又は組  
合員若ハ会員」と、同条第三項中「前二項ノ通  
知又ハ公告ハ第一項」とあるのは、「第一項ノ通  
知ハ同項」と、同条第四項中「通知又ハ公告」  
とあるのは、「通知」と読み替えるものとする。
4 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対  
し、新たに払込み又は現物出資をさせて新株を  
発行するときは、これらの権利者は、計画に定  
める金額を払い込み、又は計画に定める現物出  
資をすれば足りる。
5 商法第二百七十七条第一項及び第二項の規定  
をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に  
ついて準用する。ただし、この場合において  
は、組合員等に交付すべき代金から、端株につ  
いて払い込むべき金額又は給付すべき現物出資  
に相当する金額を控除しなければならない。
6 前項において準用する商法第二百七十七条第二  
項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非  
訴事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百  
三十二条ノ二の規定は、同項の規定による許可  
の申請について準用する。

7 会社更生法第二百五十五条第七項の規定は、  
(組織変更後の株式会社の社債の発行に関する  
特例)

第一百四十二条 第百十七条第二項において準用する  
会社更生法第二百二十三条の規定により更生  
計画において組織変更後の株式会社が更生債権  
者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに  
払込みをさせないで社債を発行することを定め  
たときは、これらの権利者は、組織変更の効力  
が生じた時に社債権者となる。

2 前項に規定する場合を除き、第一百七十七条第二  
項において準用する会社更生法第二百二十三条  
の規定により更生計画において組織変更後の株  
式会社が社債を発行することを定めたときは、  
組織変更の効力が生じた後、計画の定めにより  
社債を発行することができる。
3 前項の場合において、更生債権者、更生担保  
権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせ  
て社債を発行するときは、これらの権利者は、  
計画に定める金額を払い込めば足りる。
4 前条第三項の規定は、第二項の場合について  
準用する。

5 会社更生法第二百五十七条第四項の規定は、  
第二項の場合における転換社債又は新株引受権  
付社債の登記の嘱託書又は申請書について準用  
する。

(新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に  
関する特例)

させないで出資又は株式を引き受けさせること  
により新協同組織金融機関又は新株式会社(以  
下この条及び次条において「新法人」という。)  
を設立することを定めたときは、新法人は、定  
款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の  
登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新法人成立の時にお  
いて、計画の定めにより新法人に移転すべき協  
同組織金融機関の財産は、新法人に移転し、新  
法人の出資又は株式の割当てを受けた更生債権  
者、更生担保権者又は組合員等は、組合員等又  
は株主となる。

3 第百三十三条第一項、第二項及び第四項の規  
定は、第一項に規定する場合において新協同組  
織金融機関を設立することを定めたときについ  
て準用する。この場合において、同条第一項中  
「第一百六条」とあるのは、「第一百十八条」と、「会  
社更生法第二百二十条第一項」とあるのは、「第  
一百一十条第一項第七号」と、同条第二項中「第  
一百六条」とあるのは、「第一百十八条」と、「会  
社更生法第二百二十条第一項」とあるのは、「第  
一百一十条第一項第七号」と、「第三十五条第三項本文」と  
あるのは、「第三十五条第三項ただし書」と、  
「第三十四条第三項本文」とあるのは、「第三十  
四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは  
「創立総会」と読み替えるものとする。

4 会社更生法第二百五十二条第一項、第二項及  
び第四項並びに第二百五十四条第四項並びに前  
条の規定は、第一項に規定する場合において新  
株式会社を設立することを定めたときについて  
準用する。この場合において、同法第二百五十  
二条第一項及び第二項中「第二百二十条」とあ  
るのは、「更生特例法第百十九条において準用す  
る第一百二十六条第一項第九号」と、同法第二  
百五十四条第四項中「第二百十五条规定第一項及び  
第二项、第二百十六条规定第二项」とあるのは  
「第二百十七条规定第一项及び第二项」とある  
のは、「組合員等更生特例法第二条第六项に規  
定する組合員等をいう。」と読み替えるもの

と、前条第一項及び第二項中「第一百七条第二  
項」とあるのは、「第一百十九条」と、「第二百  
三十三条」とあるのは、「第二百二十六条规定第一項第  
十号」と、「組織変更後の株式会社」とあるの  
は、「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じ  
た」とあるのは、「新株式会社成立の」と読み替  
えるものとする。

5 第十五条第四項の規定は第一項の場合におけ  
る新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又  
は申請書について、会社更生法第二百五十九条  
第四項の規定は第一項の場合における新株式会  
社の設立の登記の嘱託書又は申請書について、  
それぞれ準用する。

6 第四十三条 第百十八条において準用する第十  
一条第二項又は第一百十九条において準用する会  
社更生法第二百二十六条第二項の規定により更  
生計画において合併によらないで新法人を設立  
することを定めたときは、計画の定めにより新  
法人を設立することができる。

7 第十六条第二項及び第三項の規定は前項に規  
定する場合において新協同組織金融機関を設立  
することを定めたときについて、会社更生法第  
二百六十条第二項及び第三項の規定は前項に規  
定する場合において新株式会社を設立すること  
を定めたときについて、それを準用する。こ  
の場合において、第十六条第三項中「銀行」と  
あるのは、「協同組織金融機関」と読み替える  
ものとする。

8 第一条の規定において、更生債権者、更生担  
保権者又は組合員等に対し、新たに払込み又は  
現物出資をさせないで出資又は株式を引き受け  
させることは、これらの権利者は、新法人成立  
の時に組合員等又は株主となる。

9 会社更生法第二百六十九条第五項の規定は、第  
一項に規定する場合において新株式会社を設立  
することを定めたときについて準用する。この  
場合において、同条第五項中「株主」とある  
のは、「組合員等更生特例法第二条第六项に規  
定する組合員等をいう。」と読み替えるもの

とする。

5 第百三十六条第二項から第五項まで及び前条第三項の規定は、第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、第一百三十六条第二項中「第一百九条第二項」とあるのは「第一百八条において準用する第十一条第一項第七号」とあるのは「第十一条第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 第百四十九条第三項から第六項まで及び前条第四項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第四項中「第一百一十六条第一項第九号」とあり、「第一百一十六条第一項第十号」とあるのは、「第一百一十六条第二項第一号」と読み替えるものとする。

7 第一百四十九条第六項の規定は第一項の場合における新協同組織金融機関の設立の登記の嘱託書又は申請書について、会社更生法第二百六十条第七項の規定は、第一項の場合における新株式会社の設立の登記の嘱託書又は申請書について、それと読み替えるものとする。

(解散に関する特例)  
第一百四十四条 第一百六条において準用する会社更生法第二百二十七条の規定により更生計画において協同組織金融機関が合併によらないで解散することを定めたときは、協同組織金融機関は、計画に定める時期に解散する。

2 会社更生法第二百六十二条第二項の規定は、前項の場合において準用する。

(新株主等の失権)  
第一百四十五条 更生債権者、更生担保権者又は組合員等が第一百三十七条第三項において準用する会社更生法第二百五十八条第二項の規定又は第一百三十七条第七項、第一百三十八条第二項、第一百四十七条第一項、第一百四十二条第四項(第一百四十四条第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。

いて準用する場合を含む。), 第百四十二条第二項若しくは第一百四十三条第三項の規定により新たに株式会社の株主又は社債権者となつたときは、その株式会社は、遅滞なくその者に対し、

株券又は債券の交付(その者が端株主であるときは、端株券の交付又は端株主であることの確認。次項において同じ。)を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後二年以内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、かつ、知れている権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 前項の株式会社が同項の公告をしても同項に定める株主又は社債権者が同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、その権利を失う。

3 会社更生法第二百六十二条第五項の規定は、前項の規定により株主がその権利を失つた場合について準用する。

(出資等の引受権の譲渡)  
第一百四十六条 更生債権者、更生担保権者又は組合員等は、更生計画の定めにより協同組織金融機関の出資を引き受けける権利を有するときは、

その協同組織金融機関の承諾を得て、組合員等又はその資格を有する者にその権利を譲渡することができる。

2 更生債権者、更生担保権者又は組合員等は、計画の定めにより株式会社の株式又は社債を引き受けける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の特例)  
第一百四十七条 会社更生法第二百六十五条の規定は、更生債権者、更生担保権者又は組合員等が更生計画の定めにより株式を取得する場合について、同法第二百六十六条の規定は更生計画の定めによりこれらの人に対し株式又は社債を発行する場合について、それぞれ準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第一百四十八条 更生計画において協同組織金融機

関が行政府から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利義務を同種の新協同組織金融機関に移転することを定めたときは、その新協同組織金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)  
第一百四十九条 更生計画において新協同組織金融機関が協同組織金融機関の租税債務を承継することを定めたときは、新協同組織金融機関は、その租税を納める義務を負い、協同組織金融機関の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があつたときは、協同組織金融機関の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。ただし、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による協同組織金融機関の財産の評価換算及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十二号に規定する欠損金額(同法第五十七条第二項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けたものを除く。)に達するまでの金額は、当該財産の評価換算又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4 第二十三条第一項において準用する会社更生法第十七条第一項(第二項及び第三項前段、第十八条第一項、第十八条の二第三項、第十八条の三、第十九条並びに第二十条第二項から第四項までの規定第二十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)において準用する

5 計画において協同組織金融機関が銀行と合併してその銀行が合併後存続することを定めた場合におけるその銀行の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九条の規定にかかるわらず、千分の一(合併)により増加した資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

6 計画において協同組織金融機関が銀行と合併して新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一(合併)により増加した資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

7 計画において協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一(資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

8 計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の三・五)とする。

9 会社更生法第二百六十九条第八項の規定は、計画において合併によらないで新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の三・五)とする。

10 会社更生法第二百六十九条第九項の規定は、

計画において新協同組織金融機関が協同組織金融機関から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

## (退職手当)

第一百五十条 更生手続開始後協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人であった者で、引き続き組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人となつたものは、協同組織金融機関から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

前項に定める者の協同組織金融機関における在職期間には、組織変更後の協同組織金融機関における在職期間とみなす。

(更生手続の変更)

第一百五十二条 会社更生法第二百七十七条の規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要が生じた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百十一条第三項」とあるのは、「更生特例法第二百五十三条」とあるのは、「更生特例法第二百三十三条第四項において準用する第十一条第三項」と、「第十五条规定」とあるのは、「更生特例法第二百三十六条」と同条第四項中「第二百三十六条」とあるのは、「更生特例法第二百二十四条において準用する第二百三十六条」と読み替えるものとする。

## (更生手続の終結)

第一百五十二条 協同組織金融機関の更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めるに至つたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をし、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。ただし、送達することを要しない。

2 会社更生法第三十五条第一項の規定は、前項

の決定があつた場合について準用する。

## 第九節 更生手続の廃止

第一百五十三条 次に掲げる場合においては、裁判所は、職権で、協同組織金融機関について更生手続廃止の決定をしなければならない。

## (更生計画認可前の廃止)

一 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての計画案が關係人集会の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二 計画案が否決されたとき、又は決議のための關係人集会の第一期日から二月以内若しくはその伸長した期間内に計画案が可決されないとき。

第一百五十四条 会社更生法第二百七十三条の二の規定は協同組織金融機関の更生計画の認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつた場合について、同法第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は協同組織金融機関が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明らかになつた場合について、それぞれ準用する。

(更生計画認可後の廃止)

第一百五十五条 会社更生法第二百七十七条から二百七十九条までの規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可の決定があつた後計画遂行の見込みがないことが明らかになつた場合について準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは、「更生特例法第三章」と読み替えるものとする。

(更生手続の報酬)

第一百五十六条 会社更生法第二百八十条及び第二一百八十二条第一項の規定は協同組織金融機関について更生手続廃止の決定について、同条第一項及び同法第二百八十二条の規定は協同組織金融機関について更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは、「更生特例法第三章」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百八十五条第二項の規定は前項の報酬の額について、同法第二百八十六条の規定は同項の費用及び報酬について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「更生特例法第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

(代理委員等の報償金等)

第一百五十九条 更生債権者、更生担保権者、組合員等若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、協同組織金融機関の財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支払うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

2 会社更生法第二百八十八条の規定は、前項の許可について準用する。

において、同法第二百八十二条第一項中「第八条」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第八条」と、同法第二百八十二条中「第二十三条第一項」とあるのは「更生特例法第二十七条において準用する第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権者表等の記載の効力）

第一百五十七条 会社更生法第二百八十三条の規定は、第一百五十三条又は第一百五十四条において準用する同法第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

2 第百二十六条において準用する会社更生法第二百四十五条第二項の規定は、第一百五十五条において準用する同法第二百七十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

（更生手続開始の申立て等）

第三節 監督官による更生手続開始の申立て等

第一百六十二条 監督官は、金融機関に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、更生手続開始の申立てをすることができる。

2 前項の規定により監督官が更生手続開始の申立てをしたときは、会社更生法第三十五条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、裁判所は、監督官にその旨を通知することを要しない。

（他の手続の中止命令の申立て）

第四章 金融機関の更生手続の特例

4 会社更生法第三十七条第一項(同法第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条において準用する同法第三十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する申立てがあつた場合においては、監督官は、会社更生法第三十七条第一項(同法第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条において準用する同法第三十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する申立てがあつた場合には、監督官は、会社更生法第三十九条第一項の規定又は第三十三

条第一項の規定に規定する申立てをすることができる。

(保全処分の申立て等)

第一百六十三条 金融機関について更生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督官は、会社更生法第三十九条第一項の規定又は第三十三



が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これ

を機構に通知しなければならない。

4 参加の届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもつて自ら更生手続に参加するものとする。

#### (預金保険機構の権限)

第一百七十二条 機構は、第一百六十九条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる預金等債権に係る債権(参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。)のために、当該機構代理預

金者に係る預金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)をもつて、更生手続に属する一切の行為(更生債権及び更生担保権

調査の期日において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟に關する行為を除く。)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若し

くは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は

機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法平成八年法律第

号第三十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授権がなければならぬ。

#### (預金保険機構の義務)

第一百七十三条 機構は、機構代理預金者のために公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもつて前条の行為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第一百七十三条 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る

機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百六十八条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更是、会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第百二十七条第四項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による変更とみなす。

#### (特別期日の費用)

第一百七十四条 機構代理債権に係る会社更生法第一百三十八条第二項(第七十三条第二項並びに同法第一百三十九条(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第百四十条(第七

十三条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する特別期

日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、機構の負担とする。ただし、機構

は、同法第八十九条第五十条において準用する場合を含む。)の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、

機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第一百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、そ

の旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構が機構代理債権について異議を述べたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る

機構代理預金者に通知しなければならない。

#### (届出に係る事項の変更)

第一百七十六条 機構は、会社更生法第二百条第一項(同法第二百七十二条第一項において準用する)

る場合を含む。)又は第九十九条第一項(第百五十一条において準用する同法第二百七十二条第一項に

二項において準用する場合を含む。)に規定する申立て

をすることができる。

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第百五十五条第二項(同法第三百三十七

条第一項において準用する場合を含む。)の規定による裁判に対する抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(破産の申立て棄却に対する抗告)

第一百八十二条 監督庁は、第百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し

て、即時抗告をことができる。

2 会社更生法第十二条の規定は、第百六十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

3 第二項の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。この場合においては、会社更生法第十四条第四項の規定を準用する。

2 会社更生法第十二条の規定は、第百六十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

#### (第五章 金融機関の破産手続の特例)

第一節 監督庁による破産の申立て等

(破産の申立て等)

第一百七十八条 監督庁は、金融機関に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 前項の規定により監督庁が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により監督庁が破産の申立てをする場合においては、破産法第百四十条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。

(送達の特例)

第一百八十三条 金融機関について破産の宣告をしたときは、債権者である預金者等に対しても、破産法第百四十三条第二項(同法第三百二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対し

て、破産法第百四十三条第一項各号(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 金融機関の破産手続において、第百八十五条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、破産法第百四十三条第一項第二号若しくは

第三号(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合は、監督庁は、その旨を通知しなければならない。

#### (監督庁への通知)

第一百七十九条 金融機関について破産の申立てがあつたとき(前条第一項の規定により監督庁が破産の申立てをしたときを除く。)は、裁判所は、

は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

#### (保全処分の申立て等)

第一百八十条 金融機関について破産の申立てが



は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において機構が機構代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。  
〔議決権の行使のための通知及び公告〕

第百九十三条 機構は、破産法第二百九十九条第一項に規定する債権者集会において機構代理預

金者のために議決権行使しようとする場合において、同条第三項の規定により同項に規定する書面の送達を受けたときは、当該書面に記載された強制和議の条件及び監査委員の意見の要領並びに当該強制和議に係る機構の議決権の行使について必要な事項を当該機構代理預金者に通知するとともに公表しなければならない。

〔預金保険機構がする通知等〕  
第百九十四条 第百九十二条第一項又は前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、通知があつたものとみなす。  
2 前項の規定により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、通知があつたものとみなす。  
3 第百八十四条第一項及び前条の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。  
4 破産法第二百五十五条第二項の規定は、第百八十九条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

#### 第六章 罰則

〔訴訟更生罪〕

第百九十五条 協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずべき者は、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、協同組織金融機関の財産の上に特別の先取特権質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下この条において

「担保権者」という。)若しくは組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、協同組織金融機関について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百円以下罰金に処する。

一 協同組織金融機関の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、担保権者若しくは組合員等の不利益に処分すること。

二 協同組織金融機関の負担を虚偽に増加すること。

三 協同組織による金融事業に関する法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定において準用する商法第三十二条第一項の規定により作成すべき帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正確の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくはき棄すること。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。  
〔第三者の詐欺更生罪〕

第百九十六条 前条第一項に規定する者でなくして同項に規定する行為をした者又は自己若しくは他人の利益を図る目的で更生債権者、更生担保権者若しくは組合員等として虚偽の権利を行つた者は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百円以下罰金に処する。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

#### (贈賄罪)

第百九十八条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

〔報告及び検査拒絶の罪〕

第百九十九条 組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関(合併により設立される新信用金庫を除く。)の理事、監事又は参事等その他の使用者人が第四条第二項の規定により読み替えて適用される会社更生法第九十八条の二第一項(同法第一百一条の三及び第四条第二項の規定により読み替えて適用される同法第一百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは株式会社又は新協同組織金融機関の理事若しくは取締役若しくはこれらに準すべき者は又は参事若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

3 第二百四十八条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

4 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

5 第二百四十八条第一項又は第二項の規定によつて準用する会社更生法第二百四十九条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

6 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

7 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

8 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

9 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

10 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

11 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

12 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

13 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

14 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

15 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

16 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

17 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

18 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

19 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

20 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

21 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

22 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

23 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

24 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

25 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

26 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

27 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

28 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

29 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

30 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

31 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

32 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

33 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

34 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

35 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

36 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

37 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

38 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

39 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

40 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

41 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

42 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

43 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

44 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

45 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

46 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

47 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

48 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

49 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

50 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

51 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

52 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

53 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

54 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

55 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

56 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

57 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

58 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

59 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

60 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

61 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

62 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

63 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

64 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

65 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

66 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

67 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

68 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

69 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

70 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

71 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

72 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

73 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

74 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

75 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

76 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

77 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

78 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

79 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

80 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

81 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

82 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

83 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

84 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

85 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

86 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

87 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

88 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

89 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

90 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

91 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

92 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

93 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

94 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

95 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

96 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

97 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

98 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

99 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

100 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

101 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

102 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

103 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

104 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

105 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

106 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

107 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

108 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

109 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

110 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

111 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

112 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

113 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

114 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

115 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

116 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

117 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

118 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

119 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

120 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

121 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

122 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

123 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

124 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

125 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

126 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

127 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

128 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

129 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

130 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

131 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

132 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

133 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

134 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

135 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

136 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

137 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

138 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

139 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

140 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

141 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

142 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

143 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

144 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

145 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

146 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

147 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

148 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

149 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

150 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

151 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

152 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

153 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

154 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

155 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

156 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

157 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

158 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

159 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

160 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

161 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

162 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

163 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

164 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

165 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

166 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

167 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

168 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

169 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

170 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

171 第二百四十九条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

172 第二百四十九条第二項の規定による







利用に配意しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、当該金融機関が労働金庫であるときは労働大臣の同意を得なければならぬ。(買取りの公告等)

第八十一条の四 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他の政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公表しなければならない。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関について破産法第二百六十条の規定による公告その他他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、同項の規定により公告した買取期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 機構は、第八十一条の二第二項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他の政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 第五十六条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第二項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を定めた場合について準用する。

(課税関係)

第八十一条の五 預金者等がその有する預金等債権について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払額の金額」という。)が当該概算元本の額として政令で定める金額(以下この条件下であるときには当該概算払額は当該概算払額の金額は当該基準日における元本額以下であるときには当該概算払額は当該基準日における元本額以下である。

該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなして、当該概算払額が当該基準日における元額を超えるときには当該概算払額の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻し額と、当該概算払額の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻し額とみなしして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子  
二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。)  
三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛け金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。))  
四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

2 預金者等が第八十一条の二第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額(以下この項において「精算払の金額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額(次号において「精算払の金額」と概算払の金額との合計額)といふ。  
二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超えるか、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち

る場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該精算払の金額を控除した金額に相当する額 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する額

三 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該預金等債権に係る概算払の金額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措定法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措定法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

三 第五章 雜則  
附則第七条から第十条までを次のように改めること。

(業務の特例)  
第五条 機構は、当分の間、第三十四条に規定する。

第六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八 第七条 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、破綻金融機関に該当する信用協同組合(以下「破綻信用組合」という。)との合併により承継し、又は破綻信用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から買取った資産の管理及び処分を行うこと。

九 第八条 機構の理事長は、前項に規定する業務を行ふこと。

一 協定銀行は、協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻信用組合との合併又はその事業の全部若しくは一部の譲受

いう。)に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 協定銀行に対し附則第十条第二項の規定による損失の補てんを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る附則第十一条第一項の規定による債務の保証を行うこと。

三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

四 前三号の業務のために必要な調査を行うこと。

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、協定銀行が協定の定めにより破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産(以下「譲受債権等」という。)に係る債権のうち、その債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。

八 第八条 機構の理事長は、前項に規定する業務を行ふこと。

九 第九条 機構は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻信用組合との合併又はその事業の全部若しくは一部の譲受

けについて第六十二条第一項の規定による大蔵大臣のあつせんを受けた場合においては、該機構に対し、該機構が当該合併又は事業の全部若しくは一部の譲受け(以下「事業の譲受け等」という。)を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について該機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻信用組合と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を譲り受けて、当該破綻信用組合の事業に係る整理回収業務を行うこと。

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に機関から附則第十一条の規定による破綻信用組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、該機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機関に代わって買取り、その買取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

三 協定銀行は、前号の規定による資産の買取りに関する契約又は附則第十一条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れあらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機関の承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該事業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機関の承認を受けること。

五 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を大蔵大臣に提出すること。

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権について

てその債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあると認めたとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めたときは、速やかに機関に報告すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機関の求めに応じ、その取立てを機関に委託すること。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機関の指導又は助言を受けたため、速やかに機関に報告すること。

十 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機関に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十一 協定銀行は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

十二 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機関と協定の認可を受けなければならない。

十三 大蔵大臣は、前項の規定による整理回収業務を適切に行ひ得るものであると認めるとときでなければ、当該認可をしてはならない。

(出資)

第十九条 機構は、附則第七条第一項第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(資産の買取りの委託、損失の補てん等)

第十四条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行つため必要があるときは、協定銀行に対する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

第十五条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行つため必要があるときは、協定銀行に對し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

(債務の保証)

第十六条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻信用組合の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の借入れについて機関が債務の保証を行うことの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その借入れに係る債務の保証を行ふことができる。

第十七条 機構は、前項の規定による債務の保証を行ふ旨の決定をする場合には、協定銀行により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀

行に対し、機関に代わつて当該資産の買取りを行ふことを委託することができる。

二 機構は、前項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを協定銀行に委託したときは、当該資産に係る整理回収業務により生じた損失の補てんを行うことができる。

三 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、前項に規定する損失の補てんその他の当該委託に關する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

四 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に關する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

五 機構が協定銀行との間で前項の委託に關する契約を締結したときは、第一項の決定に係る資金援助のうち破綻信用組合の資産の買取りに関する契約は、第六十四条第四項の規定にかかるわらず、協定銀行が当該破綻信用組合との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに關する契約は、同項の規定により機関が当該破綻信用組合との間で締結したものとみなして、第六十五条の規定を適用する。

六 機構は、附則に次の十五条を加える。

(債務の保証)

第十八条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受けける預金の払戻し又は協定の定めによる破綻信用組合の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の借入れについて機関が債務の保証を行ふことの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る第六十四条第一項の規定による決定に先立つて、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

二 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の

証の限度額を定め、協定銀行との間で当該債務の保証に關する契約を締結するものとする。

三 機構は、前項の規定により協定銀行との間で契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第十九条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行つため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(協力依頼)

第二十条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行つため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることがある。

(報告の徴求)

第二十一条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行つため必要があるときは、協定銀行に對し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を行ふ權限を有する。

(資金援助の特例)

第二十二条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるとときは、当該申込みに係る第六十四条第一項の規定による決定に先立つて、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

二 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の

維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるとときは、信用秩序の維持のために当該合併等を行なう必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十一条第四項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。

4 大蔵大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に対して意見を求めることができる。

5 第六十四条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等に係る資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等に係る破綻金融機関の財務の状況に照らし当該合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特別資金援助を行なう旨の決議をすることができる。

(預金等債権の買取りの特例)

第十七条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第八十一条の二第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとするときは、あらかじめその旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第八十一条の三第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められると概算払率(以下「特別払戻率」という。)を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第八十一条の三第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り(以下「預金等債権の特別買取り」という。)に係る第八十一条の二第一項の規定に

よる決定をしたときは、第八十一条の三第一項の規定による認可を受けることを要しない。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理について、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「一般金融機関特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関で

ある場合における特別資金援助料のほか、機構の特例業務(前条第一項及び第二項に規定する業務をいう。第三項において同じ。)の実施に要する費用に充てるため、機構に對し、特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条の規定は、前項の特別保険料について準用する。この場合において、第五十一条第一項中

「機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)」とあるのは、「附則第十九条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額前条第三項の規定による一般勘定から一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れにより賄われるとき見込まれる費用の額を除く。及び金融機関の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつてはならない。

4 機構は、第五十条第二項、第一項において準用する場合を含む)に定めるところによるほか、同条第一項の規定又は第一項の規定にかかるわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料及び同項の特別保険料を免除することができる。

(借入金の特例、政府による保証等)

第五 前各号の業務に附帯する業務

四 次条第一項に規定する特別保険料の収納(信用協同組合に係るものに限る。)

三 附則第七条第一項に規定する業務

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、保険事故の発生した金融機関が信用協同組合である場合における当該信用協同組合に係る預金等債権の特別買取り

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、破綻金融機関が信用協同組合である場合における当該信用協同組合に係る預金等債権の特別買取り

(信用協同組合に係るものに限る。)

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十二年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務(前条第一項及び第二項に規定する業務をいう。第三項において同じ。)の実施に要する費用に充てるため、機構に對し、特別保険料を納付しなければならない。

2 第三十一条、第三十二条第一項に規定する業務のうち、保険事故の発生した金融機関が信用協同組合以外の金融機関である場合における当該金融機関に係る預金等債権の特別買取り

3 政府は、機構が附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる業務を行なうため第一項の借入れをする場合において、必要があると認めるとときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の委託を受けて、当該借入れに係る機構の債務の保証をすることができる。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

3 政府は、機構が附則第十六条及び第十七条に規定する業務を終了した日として政令で定める日において信用協同組合特別勘定に累積欠損金額(一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定への繰入れにより賄われるとき見込まれる費用の額を除く。)及び金融機関の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつてはならない。

4 機構は、第五十条第二項、第一項において準用する場合を含む)に定めるところによるほか、同条第一項の規定又は第一項の規定にかかるわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料及び同項の特別保険料を免除することができる。

5 政府は、前項の規定により保証債務の履行をした場合には、機構が協定銀行の解散により残余財産の分配として交付を受けた金銭の額(機構が同項の政令で定める日から当該解散の時までに協定銀行への出資に基づいて金銭の交付を受けた場合にあつては、その交付を受けた金銭の額を加算した金額)のうち協定銀行への出資額を超える部分の金額を限り、民法第四百五十九条第一項の規定による権利を行使するものとする。

(特別勘定の廃止)

第二十一条 機構は、第四十二条第一項の規定によるほか、附則第十八条第一号若しくは第二号又は第二項第一号から第三号までに掲げる

第二十二条 機構は、平成十三年度末において、









特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。附則第七条から第十一条までを次のように定める。

(資金援助の特例)

第七条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込があつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときには、当該資金援助に係る第六十五条第一項の委員会の議決を経る前に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等又は信用事業再建措置を行わなければ信託秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信託秩序の維持のために当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等又は信用事業再建措置を行わなければ信託秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信託秩序の維持のために当該合併等又は信用事業再建措置を行わなければならない。

3 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。

4 主務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫又は日本銀行に対し、意見を求めることができる。

5 第六十五条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等又は信用事業再建措置に係る資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同条第一項の委員会の議決を行なう場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該合併等又は信用事業再建措置が行われる

ために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特別資金援助を行う旨の決議をすることができる。

6 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

(貯金等債権の買取りの特例)

第八条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第六十八条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の買取りに係る概算払率が第六十八条の二第二項の規定に基づき定められたならば信託秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信託秩序の維持のために必要と認められる概算払率(以下「特別払戻率」という。)を定め、これを機構に通知しなければならない。

3 第六十八条の二第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする貯金等債権の買取り(以下「貯金等債権の特別買取り」という。)に係る第六十八条第一項の規定による決定をしたときは、第六十八条の二第一項の規定による認可を受けることを要しない。

(区分経理)

第九条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、特別資金援助

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

三 次条第一項に規定する特別保険料の収納

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、特別資金援助を行つたときは、一般勘定(特別勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。)から、当該特別資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものとする。

(特別勘定の廃止等)

第十一条 機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

附則に次の一条を加える。

2 機構は、特別資金援助を行つたときは、一般勘定(特別勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。)から、当該特別資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定により特別勘定が設けられる場合には、第三十四条第一号中「保険料の収納」とあるのは「保険料の収納及び附則第十条の規定による特別保険料の収納」と、第五十一条第二項中「機構の業務に要する費用」とあるのは「機構の業務に要する費用(附則第九条第一項各号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により一般勘定から特別勘定へ繰り入るものを除く。)を除く。)」と、同条第三項中「資金の借入れ」とあるのは「資金の借入れ(附則第九条第一項に規定する特別勘定において理されるるもの)を除く。」とする。

(特別保険料)

第十条 農水産業協同組合は、平成八年から平成十二年までの間、第五十条第一項に規定する保険料のか、前条第一項各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十五条、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、前項の特別保険料について準用する。この場合において、第五十条第一項中「機構が委員会の議決を経て定めた保険料率(以下「保険料率」という。)」とあるのは、「附則第十条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、前条第一項各号に掲げる業務に要する費用の予想額(同条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰り入れにより賄われると見込まれる費用の額を除く。)及び農水産業協同組合の財務の状況を勘案し、政令で定める特別保険料率は、特定の農水産業協同組合に規定する保険事故が発生している漁業協同組合連合会以下「特定漁業協同組合連合会」といふ。とみなし、新法の規定を適用する。ただし、施行日において現に新法第四十九条第二項(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を譲り受けた漁業協同組合連合会であつて、施行日において現に同法第八十七条第一項第二号の事業を行つているものについては、当該漁業協同組合連合会を改正後の農水産業協同組合連合会(以下「新法」という。)第二条第一項第三号に掲げる漁業協同組合連合会以下「特定漁業協同組合連合会」といふ。とみなし、新法の規定を適用する。ただし、施行日において現に新法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している漁業協同組合連合会その他これに準するものとして政令で定める漁業協同組合連合会については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法の規定を適用する。

第三条 新法第四十条第一項の規定は、平成八年に對し差別的なものであつてはならない。

第十二条 附則第七条第一項又は第八条第一項の規定による報告をしなかつた機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に漁業協同組合から水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を譲り受けた漁業協同組合連合会において現に新法第四十九条第二項に規定する漁業協同組合連合会以下「特定漁業協同組合連合会」といふ。とみなし、新法の規定を適用する。ただし、施行日において現に新法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している漁業協同組合連合会その他これに準するものとして政令で定める漁業協同組合連合会については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法の規定を適用する。

四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

2

新法第四十条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

第四条 特定漁業協同組合連合会(附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法第五十条第一項の規定にかかるらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、新法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは、「農水産業協同組合貯金保険法」の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)の施行の日と、「計算した金額」とあるのは、「計算した金額を十二で除し、これにその施行日の月数を乗じて得た金額」とする。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(地方税法の一部改正)  
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよつて改正する。

第二十三条第一項第十四号イ中「並びに預金保険法」を「預金保険法」に、「を含み」を「並びに農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十八条第一項の規定による買取りの対価(同法第六十八条の四第一項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)を含み」に改め、同法第六十八条第二項の規定による支払(同法第六十八条の四第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)を含み」に改め、同号へ中「を含む」を「並びに農水産業協同組合貯金保険法第六十八条第一項の規定による買取りの対価(同法第六十八条の四第一項の規定により同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)を含む」に改める。

第一条 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法  
(債権の時効の停止)  
第二条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第二百二十九号。以下「特定住専債権等処理法」という。)第二条第二項に規定する特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第七条第一項に規定する指定期間の終了する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(根抵当権の担保すべき元本の確定)  
第二条 前条の特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理 由

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における我が国の金融環境の変化に対応  
理由

第五条 新法第四章の規定及び第六十条の規定は、施行日以後に発生する保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

第六条 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、適用しない。

第七条 施行日前に改正前の農水産業協同組合貯金保険法第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みがあつた資金援助であつて、施行日において当該申込みに係る第六十五条第一項の委員会の議決を経ていないものについては、新法附則第七条の規定に適用する。

第八条 農水産業協同組合(附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法附則第十条第二項において準用する新法第五十条第一項の規定にかかるらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年において納付すべき特別保険料を納付する。



平成八年五月二十八日印刷

平成八年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0